

議案第3号

西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和3年2月26日

西脇市長 片山象三

(理由)

地方自治法の改正に伴い、市長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができるようにするため。

西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は地方公営企業の管理者 2
- (4) 前2号に掲げる職員以外の職員 1

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。